資料73

人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意(1996年12月2日) とは、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意(1996年12月2日) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約馬バ会に基づ (施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第5条

A. 人の検疫

Į,

及び第9条の実施上、以下に掲げる検疫の手続を適用する。

- (1)合衆国の船権又は航空機とは、合衆国及び合衆国以外の船舶又は航空機で、台衆国によって、合衆国のために又は台察国の管理の下に公の巨的で運航されるもの、すなわち、合衆国公有船舶、合衆国公有船舶、合衆国役 用船舶及び合衆国被用抗连機をいう。一部用船契約によるものは、含まない。(2)合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する台衆国の船舶又は抗空機は、乗船者又は搭集者の匿籍又は地位にかかわらず台衆国国政的基施する検疫手続の適用を受ける。
 - (A) 合衆国軍隊の医務部は、合衆国軍隊の実施する様強業務について責任を負う。
- (B) 合衆国軍隊は、合衆国に提供された施設及び区域に係る港及び飛行場ごとに、一又は二以上の者(士官である必要はない。)を検疫官として任命する。所轄の日本国の検疫所長(検疫所の支所又は出現所の長を含む。以下同じ。)は、任命された検疫官の氏名、階級及び所属について通報を受ける。
- (C) 全衆国軍隊の医官は、必要なとぎは、前記の各港又は各飛行場において後疫措置を行う。
- (D) 全衆国軍隊の検疫官は、検疫に染病の患者若しくはその死体又はベストに懸染した苦しくはそのおそれのあるねずみ族を船内又は横内において発見したときは、直ちに所轄の日本国の検疫所長に選事す
- (E) 会衆国軍隊の検疫官は、当該利組又は約章機を介して検疫伝染病が日本国に特も込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めた日本国に特も込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めた

ときは、あらかじめ所轄の日本国の検疫所長が署名し、委託した校 疫済証又は仮検疫済起に所要等項を記入し、担当検疫官の概に著名 の上、当該船舶又は航空機の長に交付する。合衆国單隊の検疫官は、 仮検疫済証を交付したときは、所轄の日本国の検疫所最に通報する。 (3)合核国の船舶又は航空機が、全株国に提供されていない港又は飛行場 に着くときは、日本国の当局による検疫を受ける。もっとも、搭乗している 医官が当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が持ち込まれるおそれがない 旨の証明書を提出したときは、検疫済証の交付を受けることができる。

- (A) 合衆国の船舶又は航空機は、検疫の検査及び許可において優先的な 取扱いを受けることができる。
- (B) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供された施設及び区域以外の港又は飛行場に入るときは、当該船舶又は航空機の長は、投展に先立って所轄の日本国の検疫所長に運転を行う。
- (4) 合衆国の船舶は、日本国において最初に港に入港したときから検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの同、検疫信号を掲げる。
- (5) 合衆国の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し検疫措置が必要となるときは、合衆国軍隊が、所轄の日本国の検疫所長と協議の上、当該措置を実施することができる。
- (6) 民間の治価又は航空機により日本国に入国する合衆医軍隊の構成角及 び軍属並びにそれらの家族が、命令により移動中であるときは、その者の要 請により、日本国の検疫当局による許可において優先的な取扱いを受けるこ とができる。

4

(1)合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が乗船又は搭乗している民間の船舶又は前空機に検疫伝染病が存在し、それらの者に対して検疫措置が必要となるときは、所轄の日本国の検疫所長は、合衆国軍隊に対し、実施した検疫措置を選張する。

B. 動物の検疫

以下に定める動物の検疫検査は、動物疾病の日本国への侵入及び日本国に 8けるまん産を予防することを目的とする。 (1) 合衆国軍隊が合衆国から日本国に輸入する公用の動物及び畜連物(含衆国軍隊の構成具及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。) 並びに合衆国から日本国に輸入されるこれらの者の私有する動物(以下「私有動物」という。) (、4)の選用のあるものを除く。)は、合衆国政府の当局による検査及び承認を受け、かつ、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官により、書類審査及び疾病の有無に関する検査を受けたものに既る。当該審查及び検査は、動物及び畜産物を合衆国から日本馬に輸入するとさ、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

1

- 14年に一部である。 (2)合衆国軍隊の合衆国以外の国から日本国に納入する公用の動物及び畜 電物(合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認めら れた使用に供されるものを含む。)並びに合衆国以外の国から日本區に輸入 されるこれらの者の私有動物であって(4)に定めるものを除いたものは、 日本国において合衆国軍隊の動物検疫官による書類等立及が疾病の有無に関 する検疫検査を受ける。当該検査は、動物及び畜産物を合衆国以外の国から 日本国に摘入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準する。
- 日本国に摘入するとき、日本国の勤物様疫析がとる手続に準する。(3)合衆国率隊の勤物校疫官は、検査及び証明の結果についての報告をとりまとめ、四半期毎に日本国政府の勤物校疫所長に対して提出する。日本国政府の動物検疫育が行う検査に立ち会う権利をカチェ
- 4.3 の 4.3 を 4.3 の 4.3 の

- (5) 動物の伝染病の発生による緊急事態が発生した場合、合衆国軍隊は当 核伝染病のまん延の防止のための合衆国軍隊の当局と日本国の当局との間の 協議を通じて、(1)、(2)及び(4)の場合の動物及び畜産物の輸入の 停止を含め必要な措置をとる。合衆国軍隊の獣医官は、農林水産省畜産局 生課長に対し、家畜伝染病予防法により届出が義務でけられている動物の疾 病を診断した場合は直ちに報告する。
- (6)合衆国軍隊は、合衆国軍隊の権限ある医務職員が、病原学、治療及び疾病の予防の研究に必要な、動物の疾病の病原体を含む材料を公用のため日本国に輸入するときは、農林水産大臣の輸入許可を取得する。これらの材料は、日本国の一の動物検疫所に到着の後、日本国の動物検疫所の指示に従い、合衆国軍隊の受領機既に輸送する。
- (1) 輸出の場合は、この合意の規定を準用する。

1

東京の米軍基地 2022 【資料編】VI 在日米軍に係る事件・事故等

C. 植物の検疫

- (1) 植人の禁止されるもの
- (A) 植物防疫法施行規則別表! (同規則別表1をこの手続に流付する。) に定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、同規則別表1 に定める植物。日本国政府の当局が同規則別表1を改正する毎に、司規則別 表:の写しを、日米合同委員会出入国分科委員会を経て合衆国軍隊に提供す
- (B) 有害動物又は有害植物
- (C) 土又は土の附着する植物

L

- (D) 前条号に掲げるものの容器包装
- 合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族が輸入する **휠物(顆花植物、しだ類、せんたい類(その部分、葎子、果実及びむしろ又** はこものような加二品を含む。主な例は以下のとおり。))、又はその容器 包装であって、ハワイ諸島を含む合衆国又は植物防疫法施行規則別表1に掲 (2) 輸入検査及び輸出周の発行する検査証明書を必要とするもの げる地域に該当しない地域で生産され又は加工された植物。
- (A) 植物、植物の部分及び種子又は球根であって繁殖又は栽植の月に供 \$ 3 B B
- (B) 生果実又は生野菜
- (C)食糧、飼料又は油料用に供される穀類及び豆類並びにそれらの副産 品で熱処理をされていないもの
- コーヒー豆、ココア豆、こしょう、葉たばこその他の、香草料、 味料の原料 (0)
- (E) 乾果 (あんず、いちじく、かき、しなさるなし、すもも、なし、な マンコウ、もも及びりゅうがんについては前入検査及び検査証明書 **しむ、なしめやし、パインアップル、バナナ、パバイヤ、ぶども、** を先除する。こ
- (F) かます、なわその他のわらエ品
 - (C) 樹反の付着した木材類
- (3) (1) 及び(2) の品目は、軍事郵便として取扱わない。これらの品 目が軍事郵便として到着した場合は、検査のために日本国の植物防疫官に軽

- (4) 輸入検査は、合衆国軍隊と日本国政府の権限ある者とが共同して行い、 **追加費用及び生産物の損害が生じないようにできるだけ込速に行う。検査に** より、有害動物又は有害植物の危険が判明した場合は、全衆国軍隊の代表者 と日本国の植物防疫官との協力により速やかに処分する。
- (5) (1) 又は(2)に該当しない品目は、日本国の植物検疫の規定にか かわりなく、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの 家族により日本国に輸入することができる。
- (6) 植物検疫を行う港及び飛行場
- (2)により輸入される品目は、植物防疫法施行規則第6条に定める港又 は飛行場を運じて輸入する。
- (7) 日本国の植物防疫官は、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍 国並びにそれらの家族による輸入により上記品目が到着したことについて

 通 報を受ける。当該通戦は、以下の日本国の植物防疫所のうちのいずれか

 に所 生する適当な日本国の当局に行う。

横浜植物防疫所

横浜植物防疫所(克浜港)

成田支所(新東京国際空港) 塩釜支所 新潟支所 札幌支所

東京支所 (京浜港)

川崎出張所(東浜港) 留荫出張所

小衛田銀序

訓路出張所

室蘭・苫小牧出張系

青森出磯所

八戸田銀所 函館出張所

維石出職所 石卷出張所

宫古出張所

大船渡出張所 小名深出張所

酒田出張所

秋田出張所(秋田・沿川港)

直江津出張所

日立出張所

内田出張所(東京国際空港) 限部出海斯

育海出張所 (東浜港)

大井出張所 (京浜港) **上莱出張序**

258

東京の米軍基地 2022 【資料編】VI 在日米軍に係る事件・事故等

長崎出磯所 在世保出幾所	八代出張所	在住出張所	志介志出張所 (鹿児島空港)		那藝種物防疫事務所。	那霸植物防疫事務所	那霸空港出張所(那霸空港) 真手納出張所(磊手納空港)	平良出張所		(8)合衆軍軍隊がいずれかの禁止品目について必要な量又に必要な品質のよりをの発します。 そのを日本国の環境から調達することができない場合に、今参国軍隊と日本	国の権限ある当局との間で相互に満足な解決を見いだすため協議する。			(T)																
	数		祖子太平	蒲郡出張沂	小牧出镊所(名古屋空港)	西部出張所(名古屋港)	每山出張所(伏木富山港)	二尾出弧形	田子の浦出磯呼				関西空港支所(関西国際空港)	核出汝序	斯 德出误序	和歌山出張所 (和歌山下津港)	境海出張所(境港)	4. 强强用循步	展演出張所	平生出暖所	高松出張所	今沿出張所	高知出張所				龍児烏支所		者松出强所(既門港)	
	名古屋植物防疫所:	名古屋植物防疫所	伏木支所 (伏木宮川港)	聖棒出發所	衣浦出發所	南部出張所(名古屋港)	自由市出版序	金沢出張所	敦賀出張所	御前棒出張所	神戸植物防災所	神戸植物 防疫所	大阪支所	広島友所	姫路出張所	洋和田出張所(阪電港)	田辺出職所	採田出磯所	米島石磯所	岩国出選所	小松島出疆所	詫間出張所	松口出服所	須畴出張所	門司植物防疫所:	門司植物防疫所(興門港)	福岡支所(博多港)	名類支近	下関出張所(関門港)	

東京の米軍基地 2022 【資料編】VI 在日米軍に係る事件・事故等